

業者、認定管理統括事業者又は管理関係事業者に対し、その設置している工場等につき、次的事項に關し報告させることができる。

一 エネルギー管理統括者又はエネルギー管理企画推進者の選任の状況

二 エネルギー管理者又はエネルギー管理員の選任の状況

三 エネルギーの使用量

四 エネルギーを消費する設備の状況

経済産業大臣は、法第百六十六条第二項の規定により、その職員に、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者又は管理関係事業者が設置している工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備及びその関連施設、使用する化石燃料及び非化石燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第二十五条 主務大臣は、法第百六十六条第三項の規定により、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、管理関係事業者又は法第五十条第一項の認定を受けた者（特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者及び管理関係事業者を除く。）（次項並びに第三十三条第三項及び第四項において「特定事業者等」という。）に対し、その設置している工場等（特定連鎖化事業者があつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。次項において同じ。）につき、次の事項に關し報告を告げることができる。

一 エネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況

二 エネルギーを消費する設備の状況

三 エネルギーの使用の合理化に関する設備の状況その他エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する事項

主務大臣は、法第百六十六条第三項の規定により、その職員に、特定事業者等が設置している工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備並びにこれらの関連施設、使用する化石燃料及び非化石燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第二十六条 国土交通大臣は、法第百六十六条第六項の規定により、貨物輸送事業者、旅客輸送事業者又は航空輸送事業者（次項において単に「輸送事業者」という。）に対し、その貨物又は旅客の輸送につき、次の事項に關し報告させることができる。

<p>第二十七条 国土交通大臣は、法第百六十六条规定により、その職員に、輸送事業者の事務所その他事業場、輸送用機械器具の所在する場所又は輸送用機械器具に立ち入り、輸送用機械器具及びその関連施設並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。</p>
<p>第二十八条 経済産業大臣は、法第百六十六条第八項の規定により、荷主に対し、当該荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送につき、次の事項に關し報告させることができる。</p>
<p>一 当該貨物の輸送の状況</p>
<p>二 第十二条第一項に規定する輸送量及びその見込み</p>
<p>三 輸送用機械器具の状況</p>
<p>第二十九条 國土交通大臣は、法第百六十六条规定により、特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者、認定管理統括貨客輸送事業者、管理關係貨客輸送事業者、法第百三十八条第一項の認定を受けた貨客輸送事業者（特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者、認定管理統括貨客輸送事業者及び管理關係貨客輸送事業者を除く。）又は特定航空輸送事業者（次項において「特定貨物輸送事業者等」という。）に対し、その貨物又は旅客の輸送につき、次の事項に關し報告させることができる。</p>
<p>一 エネルギーの使用量その他のエネルギーの使用の状況</p>
<p>二 輸送用機械器具の状況</p>
<p>三 貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換のために必要な措置の実施の状況その他のエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する事項</p>
<p>第三十条 國土交通大臣は、法第百六十六条第七項の規定により、その職員に、特定貨物輸送事業者等の事務所その他の事業場、輸送用機械器具の所在する場所又は輸送用機械器具に立ち入り、輸送用機械器具及びその関連施設、使用する化石燃料及び非化石燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。</p>

ことができる。

第二十九条 主務大臣は、法第百六十六条第九項の規定により、特定荷主、認定管理統括荷主、管理関係荷主又は法第二百二十一一条第一項の認定を受けた荷主（特定荷主、認定管理統括荷主及び管理関係荷主を除く。）（以下この条において「特定荷主等」という。）に対し、当該特定荷主等が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送につき、次の事項に關し報告させることができる。

一 当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用量その他当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の状況

二 当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換のため必要な措置の実施の状況その他エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する事項

第三十条 主務大臣は、法第六十六条第九項の規定により、その職員に、特定荷主等の事務所その他の事業場に立ち入り、貨物輸送事業者に輸送させる貨物及びその関連施設並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第三十一条 経済産業大臣（自動車にあつては、経済産業大臣及び国土交通大臣。以下この条において同じ。）は、法第六十六条第十項の規定により、特定エネルギー消費機器等製造事業者等（特定エネルギー消費機器等の製造又は輸入の事業を行ふ者をいう。次項において同じ。）に対し、その製造又は輸入に係る特定エネルギー消費機器等につき、次の事項に關し報告させることができる。

一 生産数量又は輸入数量及び国内向け出荷数量

二 エネルギー消費効率又は寄与率及びその向上に関する事項

三 エネルギー消費効率又は寄与率に関する表示の状況

<p>二 热損失防止性能及びその向上に関する事項</p> <p>三 热損失防止性能に関する表示の状況</p> <p>4 経済産業大臣は、法第百六十六条第十項の規定により、特定热損失防止建築材料製造事業者等（特定热損失防止建築材料の製造、加工又は輸入の事業を行う者をいう。次項において同じ。）に対し、その製造、加工又は輸入に係る特定热損失防止建築材料につき、次の事項に間に關する報告させることができる。</p> <p>一 生産数量又は輸入数量及び国内向け出荷数量</p>																
<p>（手数料）</p>																
<p>第三十一条 法第百六十七条第一項の規定による納めなければならない手数料の額は、次の表とおりとする。</p>																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">納めなければならない者</th> <th style="text-align: right;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 法第九条第一項第一号の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者</td> <td style="text-align: right;">一万七千百円</td> </tr> <tr> <td>二 法第九条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者</td> <td style="text-align: right;">一万七千百円</td> </tr> <tr> <td>三 法第十二条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者</td> <td style="text-align: right;">一万七千百円</td> </tr> <tr> <td>四 法第十四条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者</td> <td style="text-align: right;">一万七千百円</td> </tr> <tr> <td>五 法第二十一条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者</td> <td style="text-align: right;">一万七千百円</td> </tr> <tr> <td>六 法第二十四条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者</td> <td style="text-align: right;">一万七千百円</td> </tr> <tr> <td>七 法第二十六条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者</td> <td style="text-align: right;">一万七千百円</td> </tr> </tbody> </table>	納めなければならない者	金額	一 法第九条第一項第一号の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千百円	二 法第九条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千百円	三 法第十二条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千百円	四 法第十四条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千百円	五 法第二十一条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千百円	六 法第二十四条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千百円	七 法第二十六条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千百円
納めなければならない者	金額															
一 法第九条第一項第一号の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千百円															
二 法第九条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千百円															
三 法第十二条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千百円															
四 法第十四条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千百円															
五 法第二十一条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千百円															
六 法第二十四条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千百円															
七 法第二十六条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千百円															

第二項から第三項まで、第十一條第二項、第十二条第一項から第三項まで、第十三條第一項から第四項まで、第十四条第三項、第十九條第一項から第四項まで、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第一項から第三項まで、第二十三条第二項、第二十四条第三項、第二十五条第一項から第四項まで、第二十六条第三項、第三十一条第三項、第三十二条第一項及び第二項、第三十二条第三項、第三十三条第一項、第三十四条第一項から第三項まで、第三十五条第二項、第三十六条第三項、第三十七条第一項から第四項まで、第三十八条第三項、第三十九条第一項及び第二項、第四十条第三項、第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十五条第三項、第四十六条第三項から第四項まで、第四十七条第三項、第一百三十五条第一項から第五項まで、第一百三十六条第三項、第一百三十七条第一項及び第二項並びに第一百六十六条第一項、第二项及び第八項の規定に基づく経済産業大臣の権限は、工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長又は工場等の所在地を管轄する経済産業局長に、法第五十条第一項及び第四項（法第五十一条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第五十一条第一項から第三項まで、第一百二十二条第一項及び第四項（法第五十一条第一項から第三項まで、第一百二十二条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに第一百二十二条第一項から第三項までの規定に基づく経済産業大臣の権限（連携省エネルギー措置を行う工場等を設置している者又は荷主連携省エネエネルギー措置を行う荷主のそれぞれの主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみに存する場合におけるこれらの措置に係るものに限る。以下この項において同じ。）は、工場等を設置している者又は荷主の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に、それぞれ委任されるものとする。ただし、経済産業大臣が法第三十一条第一項及び第二項並びに第一百七十七条第一項及び第二項の規定に基づく権限並びに法第五十五条第一項及び第四項、第五十一条第一項から第三項まで、第一百二十二条第一項及び第四項（法第五十一条第一項から第三項まで、第一百二十二条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに第一百二十二条第一項から第三項までの規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

主務大臣の権限	地方支分部局の長
財務工場等を設置している者若しくは荷主の主要たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局长。以下この項において同じ。）若しくは国税局長又は特定事業者等が設置している工場等を（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下この表において同じ。）の所在地を管轄する財務局長若しくは国税局長	工場等を設置している者若しくは荷主の主要たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局长。以下この項において同じ。）若しくは国税局長又は特定事業者等が設置している工場等を（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下この表において同じ。）の所在地を管轄する財務局長若しくは国税局長
厚生労働工場等を設置している者若しくは荷主の主要たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長（以下この表において同じ。）の所在地を管轄する地方厚生局長	工場等を設置している者若しくは荷主の主要たる事務所の所在地を管轄する地方農政事務所長又は特定事業者等が設置している工場等の所在地を管轄する地方農政事務所長
農林工場等を設置している者若しくは荷主の主要たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長（以下この表において同じ。）の所在地を管轄する地方農政局長	工場等を設置している者若しくは荷主の主要たる事務所の所在地を管轄する地方農政事務所長又は特定事業者等が設置している工場等の所在地を管轄する地方農政事務所長
水産大臣長若しくは北海道農政事務所長又は特定事業者等が設置している工場等の所在地を管轄する地方農政局長若しくは北海道農政事務所長	大臣長若しくは北海道農政事務所長又は特定事業者等が設置している工場等の所在地を管轄する地方農政事務所長
の大の権限の所在大の権限の所在大臣長若しくは北海道農政事務所長又は特定事業者等が設置している工場等の所在地を管轄する地方農政事務所長	大臣長若しくは北海道農政事務所長又は特定事業者等が設置している工場等の所在地を管轄する地方農政事務所長
の権限の所在大臣長若しくは北海道農政事務所長又は特定事業者等が設置している工場等の所在地を管轄する経済産業局長	大臣長若しくは北海道農政事務所長又は特定事業者等が設置している工場等の所在地を管轄する経済産業局長
国土交通大臣長及び北海道開発局長、地方運輸局長（国土交通省設置法第四条第一項第十五号、第十八条号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第一百二十八号に掲げる事務並びに同項第八十六号に掲げる事務に係る同項第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。以下この項において同じ。）若しくは地方航空局長又は特定事業者等が設置している工場等の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長	国土交通大臣長及び北海道開発局長、地方運輸局長（国土交通省設置法第四条第一項第十五号、第十八条号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第一百二十八号に掲げる事務並びに同項第八十六号に掲げる事務に係る同項第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。以下この項において同じ。）若しくは地方航空局長又は特定事業者等が設置している工場等の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長

(平成二十六年四月一日)から施行する。ただし、第一条(エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の題名の改正規定及び同令第一条第一項の改正規定を除く。)の規定は、平成二十五年十二月二十八日から施行する。

附 則 (平成二六年一月二八日政令第三百八〇号)

この政令は、平成二十六年十一月三十日から施行する。

附 則 (平成二七年九月九日政令第三百九号)抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

第二条 この政令の施行前に農林水産大臣が法律の規定によりした登録その他の処分又は通知その他の行為(この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により北海道農政事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下この項において「処分等」という。)は、北海道農政事務所長がした処分等とみなし、この政令の施行前に法律の規定により農林水産大臣に対してした申請その他の行為(この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により北海道農政事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下この項において「申請等」という。)は、北海道農政事務所長に対しても申請等とみなす。

2 この政令の施行前に法律の規定により農林水産大臣に対し報告その他の手続をしなければならない事項(この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により北海道農政事務所長に委任された権限に係るものに限る。)で、この政令の施行前にその手續がされていないものについては、これを、当該法律の規定により北海道農政事務所長に対し報告その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされないものとみなして、当該法律の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年三月三一日政令第一〇三号)抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(施行期日)
第一条 この政令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則 (平成二九年二月二十四日政令第二七号)
この政令は、平成二十九年三月一日から施行する。

附 則 (平成三十〇年一月三〇日政令第三二九号)
この政令は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年十二月一日）から施行する。

附 則 (平成三十一年四月三日政令第一四四号)
この政令は、平成三十一年四月十五日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日政令第四四号)
この政令は、平成三十一年四月十五日から施行する。

附 則 (令和元年一二月一三日政令第八三号)
(施行期日)抄

第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 (令和元年一二月一三日政令第一〇四号)
(施行期日)

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則 (令和二年一月二十四日政令第一〇四号)
この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年一月四日政令第六八号)
(施行期日)

第一条 この政令は、改正法の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 則 (令和五年三月二三日政令第六八号)
(施行期日)

1 (施行期日)
この政令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年三月二九日政令第一〇二号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。
(薬事・食品衛生審議会への意見の聴取に関する経過措置)

第二条 この政令の施行前に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百七号）第五十六条、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十七条第五項、第二十九条第五項、第四十一条第五項、第一百六条第四項及び第二百二十条第四項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）、第二十三条第三項、第二十五条第三項及び第三十三条第三項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）、第七条の七第三項、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第十八条並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第四十六条第五項の規定に基づき薬事・食品衛生審議会に対して行われた意見の聴取は、この政令の施行後は、薬事審議会に対して行われたものとみなす。